

下記はかりも特定計量器定期検査の対象となります

- コンビニ 宅配使用の「はかり」
- デパート・スーパー 宅配使用の「はかり」
(サービスカウンター)
- 病院等 内科(健康診断書の発行) 体重計
 産婦人科(母子手帳に記入) 体重計
 (小児科) (小児用)
 ドック(診断書の発行) 体重計
 透析室 体重計
 薬局 調剤用
 給食 野菜等の検収
- 薬局・薬店 院外処方による 調剤用
 (調剤薬局、ドラッグストアー)
- 学校等(保育所・幼稚園・小中高等学校) 体重計
 通知書に記入
- 給食センター 食品(野菜等)購入の際、検収(受入検査)
 (学校給食している小中学校も同様)
- 市町村 保健センター・福祉センター・保健課等で乳児・幼児・大人
 等の体重測定を証明用として使用する「はかり」
- 農産物直売所(農家・養蜂業)
 道の駅等 対面販売・パック計量販売をしている場合
- 農業協同組合 部門が別れているので、全部門調査
 米穀倉庫・ライスセンター・カントリーエレベーター
 購買店舗・資材センター等(宅配用もある)・共選所
 GAP認証取得事業者・その他
- 宅配便取扱所 商店等・宅配運送業会社の営業所
 ゆうパックは、大きさと取引するため「はかり」を使用していない
- 貴金属買取店 買取用はかり
- リサイクル集荷業 買取用はかり、出荷用はかり
- 製造事業者 食品加工製造・精米工場・製麺工場
 医薬品製造・化粧品製造工場等